

# 高齢者とその家族・親族をめぐる対立と 専門職の「かかわり」 ——専門職に対するアンケート調査結果——

## 三 輪 まどか

### 1. はじめに

わが国に成年後見制度が導入され、16年を迎えようとしている。成年後見制度は、意思能力の低下した高齢者等を守る制度であるが、現実を目を向けてみると、高齢者の財産を狙い、家族・親族のうち、誰が介護を担い、誰が財産を受け継ぐかといった対立が後を絶たない〔三輪 2014: 139〕。このことは、2つの事実を示すものといえよう。第一に、高齢者自身が自らの介護や財産のあり方について自己決定しようにも、そのときには既に意思能力が低下し、その際に自己決定を担保できる制度がないということ、第二に、用意周到な高齢者は、エンディングノートや「終活」など、自分の老後についての自己決定を高齢者自身が行ってはいるが、その決定が自己完結するのではなく、社会的関係や家族・親族関係を抜きにしては語るができないということである。

こうした現状認識から、本アンケート調査は、特に第2点目に着目し、意思能力が低下した高齢者本人およびその家族・親族（以下「家族等」とする）の裁判や審判には現れない対立の実態について、後見人となった専門職（社会福祉士や弁護士、司法書士等：以下「専門職」とする）の眼を通じて明らかにするとともに、専門職がその対立にどのように関わっているのかを明らかにすることを目指したものである。そして、得られた結果から、今や親族後見を上回った専門職後見がどのような困難に直面し、その困難を解決する方策への手がかりを得ようとするものである。

### 2. 対象と方法

本アンケート調査は、2015年12月から翌年1月にかけて、大分県内で後見人・保佐人・補助人（以下「後見人」とする）として活躍する専門職を対象とし、「後見等業務における本人・家族・親族間の対立と専門家のかかわりに関するアンケート」と題する質問紙調査を実施した。調査票については、末尾に参考資料として掲げた。

配布した調査票は150部であったが、回収できた調査票は62部であり、回収率は41.3%である。なお、本アンケート調査は、各々が対応した事案（ケース）の場面（シーン）ごとに記述していただく方式としており、1部につき5ケースもしくは5シーンまでの記述しかできないため、同一人

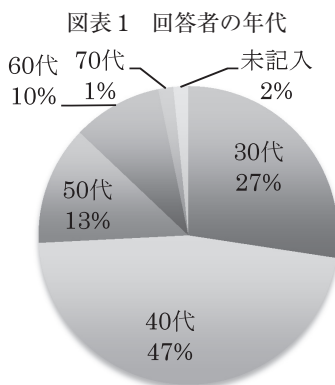
物による回答があるが、集まったシーンは106シーン（以下では、それぞれのシーンで回答された答えを「例」と標記する）であることも付記しておきたい。

### 3. 回答者の属性

回答者の属性は、以下のとおりである。

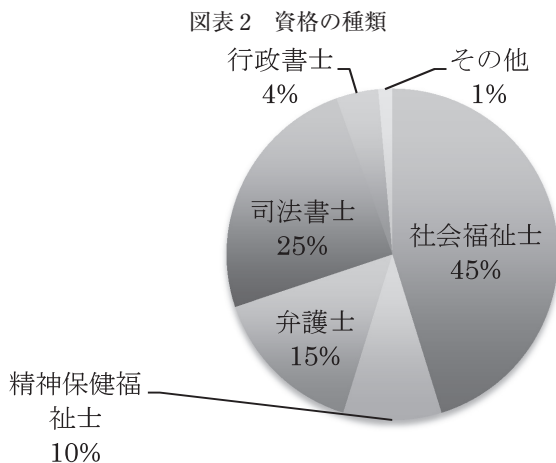
#### (1) 年代・性別

回答者の年代は、40代が47%と最も多く、次いで、30代が27%、50代が13%と続いている（図表1）。また、性別は、男性が77%、女性が21%、無回答が2%となっている。



#### (2) 資格の種類および経験年数

資格の種類は、社会福祉士が45%と最も多く、次いで司法書士が25%、弁護士が15%となっている（図表2）。また、経験年数の平均は8.4年であり、最長は18年、最短は4ヶ月であった。



### (3) 対立経験の有無

後見人としての活動（申立も含む）の中で、本人が生存中に、本人と家族・親族、あるいは家族・親族間での対立に遭遇した経験があるかどうかを問う質問をした。なお、ここでの対立とは、後見の申立や介護方針をめぐる意見の相違、財産をめぐる争いを指している。

経験があると答えた方は53名、ないと答えた方は9名となっており、本アンケート調査の結果は、この53名を対象とした。

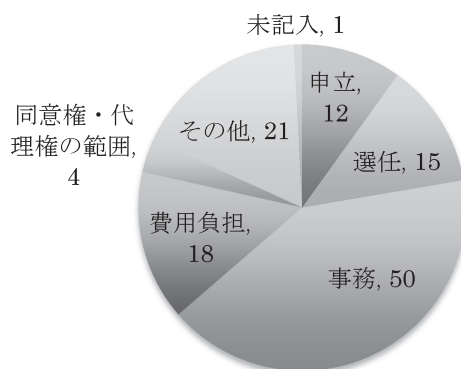
## 4. 結果

### (1) 対立の内容

本アンケート調査は、個人情報保護ならびに専門職の守秘義務との関連から、参考資料に掲げたように、守秘義務に反しないよう、個人情報に触れることなく、できるだけ一般化してお答えいただくよう依頼している。本来、誰と誰との間の対立であるか、また、その内容について詳細に論じる必要がある。しかし、ここでは個人情報保護と守秘義務遵守の立場から、誰と誰との間の対立であるかについては触れないこととする。また、内容についても、原則として、法に定めのある分類により、法定後見もしくは任意後見にまつわる種々の行為か、身上監護もしくは財産管理にまつわる種々の行為かについて記載することとし、例外的に、公開しても差し支えない範囲と思われる項目を記述する。

まず法定後見について見てみると、121例（複数回答）であった。その内容は、圧倒的に事務が多く50例となっている。次いで、費用負担18例、選任15例、申立が12例の順である（図表3）。なお、その他が21例となっているが、未記入が6例、個別の事案（ケース）に応じた記述となったものが7例である。これ以外の記述で最も多いものは、死後のことや葬儀のことであり、これらが3例ある。また、このほかに「扶養負担」や「生活費の支弁」といった記述もあった。一方、任意後見は3例にとどまり、事務が2例、その他が1例となっている。

図表3 対立の内容（法定後見：複数回答）

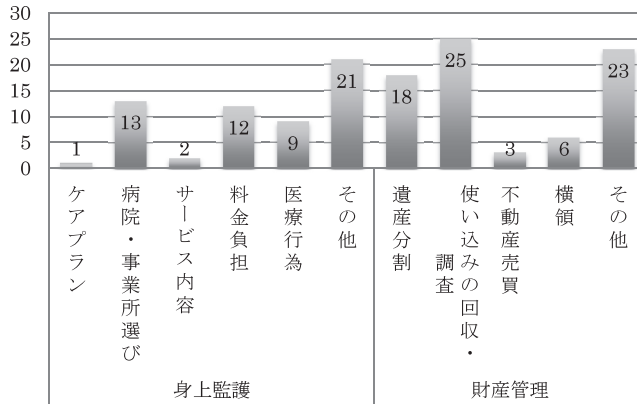


次に、身上監護、財産管理の別について見てみると、身上監護では病院・事業所選びが13例と最も多く、次いで料金負担、医療行為の順となっている。財産管理については、使い込みの回収・

調査が25例と最も多く、次いで遺産分割、横領と続いている（図表4）。なお、身上監護、財産管理のその他が多くなっているが、身上監護については「介護日当の請求」や「居住地の選定」がそれぞれ2例挙げられており、そのほかにも「養子縁組」や「趣味嗜好」、「居場所の調査」などが挙げられている。財産管理については、「後見制度支援信託の利用」や「通帳の管理」、「扶養請求」、不動産の管理や会社の経営にかかわることなどが挙げられている。

なお、対立の内容、とりわけ身上監護と財産管理について、専門職間での大きな差異は認められなかった。

図表4 対立の内容（身上監護・財産管理）



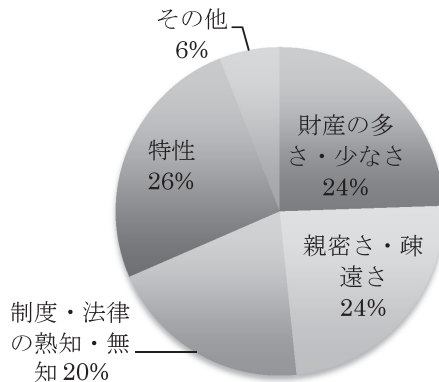
(2) 対立の原因

(1) で述べた対立の原因は、後見人から見て、どこにあると考えているかを問うた質問では、「本人・家族・親族の特性」が26%、財産の多さ・少なさが24%、親密さ・疎遠さが24%、制度・法律の熟知や無知が20%と、ほぼ拮抗した数字となった（図表5）。

その他の中には、「家庭裁判所の監督不足」、「専門職（前任となった後見人）の知識・経験不足」、「虐待」といった、本人・家族等に限らない、あるいは、対立を超えた原因を指摘する意見もあった。

なお、対立の原因についても、専門職間での大きな差異は認められなかった。

図表5 対立の原因（複数回答）



### (3) 相談・支援・協力

対立に関し、誰かに相談・支援・協力を仰いだかを問うた質問について、仰いだと答えた方は66名、仰いでいないと答えた方は40名であった。

相談・支援・協力先として、同職種と答えた方は35名、他職種と答えた方は26名であり、同職種では社会福祉士が27名、司法書士が8名、他職種では弁護士が16名、司法書士が3名、社会福祉士が3名、行政書士、税理士がそれぞれ1名、その他が3名となっている。行政等では、家庭裁判所が33名、市町村、地域包括支援センターがそれぞれ8名であった。その他が20名いたが、そのほとんどが「医師（主治医）」、「施設管理者」、「取引先銀行」、家族等、知人であった。

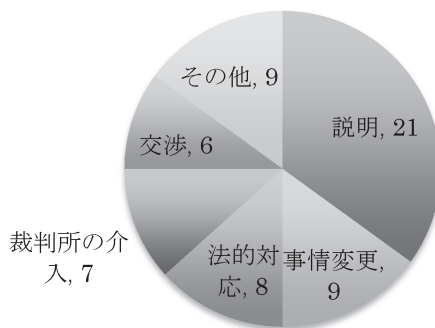
相談・支援・協力に関しては職種間の差が大きく、社会福祉士が最もよく同職種、他職種、行政等に対して、相談・支援・協力を仰いでおり、社会福祉士が携わったシーンの9割を占めている。一方、弁護士では7割が、司法書士では約8割が、相談・支援・協力を仰いでいない。

### (4) 対立の解消・緩和

結果として、対立が解消・緩和したかどうかについて問うた質問（自由記述）において、解消（緩和）したと答えた方が58名、解消（緩和）していないと答えた方が43名であった。解消（緩和）した理由について、最も多かった記述は、丁寧に説明して納得してもらったという「説明」が21例と最も多く、続いて、本人の死亡や家族等の引っ越しなど「事情変更」が9例、裁判所による調停や審判・裁判など「法的対応」が8例、家庭裁判所による説明や助言など「裁判所の介入」が7例、家族等間で交渉、調整したという「交渉」が6例となっている（図表6）。

なお、対立の解消・緩和についても、事案（ケース）や場面（シーン）によるところが大きいと考えられ、専門職種での大きな差異は認められなかった。

図表6 解消（緩和）の原因（自由記述）



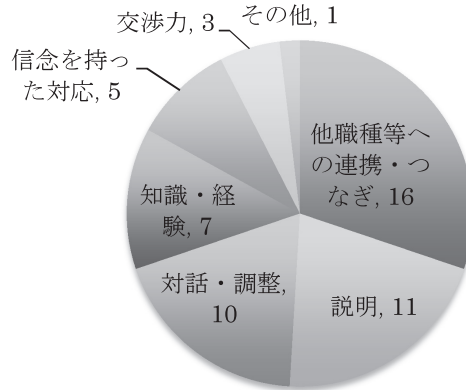
### (5) 果たした役割

(4)で対立が解消（緩和）した方に対して、自身が果たした役割は何かを問うた質問（自由記述）において、最も多かったのが「他職種等への連携・つなぎ」の16例であった。次いで、家族等に対する制度の趣旨や法律の内容の「説明」が11例、家族等間でなされた話し合いに加わり、対話を促進したり、お互いの利益を調整したりする「対話・調整」が10例となっている。さらに、自身が持つ知識や経験を活かしたことにより、対立の解消（緩和）へ向かったとする「知識・経験を有すること」が7例、後見人としての立場、すなわち本人の意思の尊重を第一に考え、行動する

という「信念を持った対応」が5例、自身の有する交渉力を活かしたとする「交渉力」が3例となっている（図表7）。

なお、自身が果たした役割として「他職種等への連携・つなぎ」を挙げたのは、すべて社会福祉士であり、その他の項目については、専門職種での大きな差異は認められなかった。

図表7 果たした役割（自由記述）



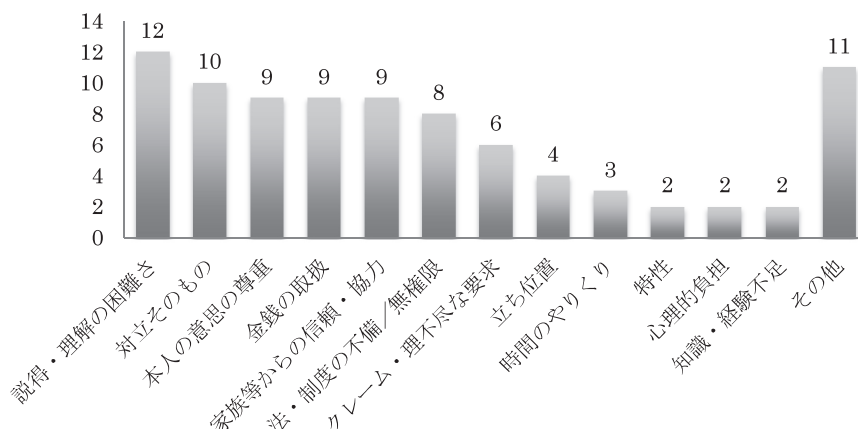
#### (6) 最も困難だと感じたこと

対立が存することにより、業務遂行にあたって、最も困難だと感じたことは何かを問うた質問（自由記述）において、最も多かったのは、家族等を説得したり、制度や協議内容を理解してもらうことの困難さである「説得・理解の困難さ」が12例であった。続いて、家族等間で話し合うことすらできない状態になっていたり、家族間の意思が全く合致しない状況になっているといった「対立そのもの」が10例であった。対立がある中で、本人の意思を尊重すると、さらに対立が深まったりする一方で、後見人として、本人の意思を守らなければならないというジレンマに陥るとする「本人の意思の尊重」と、使い込み金品の回収や通帳の取扱・管理、費用負担割合の算出・調整といった「金銭の取扱」、家族等の協力を得るための良好な関係づくりや信頼づくり、キーパーソンを見つけれないといった「家族等からの信頼・協力のための努力」が、それぞれ9例となった。また、支出の必要性の判断、葬儀・医療行為の同意など権限外の業務の執行といった「法・制度の不備／権限のなさ」も8例あった（図表8）。

この項目においては、分類できない記述も多く、その他が11例ある。その多くは、個別事案（ケース）を記載したもので、ここでは詳細に書くことができないが、一般化して例として挙げてみると、次のようなものがある。たとえば、「家族の強い気持ち」や「事業所等の質の見極め」、「本人の生き方によって左右されるので、一律に表面上の問題点を挙げるのは困難」、後見人がかわることにより、より一層家族間の不仲を悪化させる恐れがある、といったものがあった。

なお、困難だと感じたことについて、専門職種での大きな差異は認められなかった。

図表 8 最も困難だと感じたこと（自由記述）



#### (7) 困難を克服するための法律・制度・サービス

最後に、(6)の困難を克服するために、どういった法律・制度・サービス・ネットワーク等があればよいと考えるかを問うた質問（自由記述）は、それほど回答が寄せられなかったが、寄せられた意見を列挙してみたい。まず、法律・制度に関しては、「後見制度の不備を解消すること、法改正」（司法書士）、「民法709条、714条の解釈の確定」（社会福祉士）、「成年後見人の身上監護の制度、特に医療面、医的侵襲行為に対するサポート（後に問題とならない方法や制度の仕組み）」（社会福祉士）、「第三者後見人の権限の明確化」（社会福祉士）、「家族等による通院同行費の支出の許可」（社会福祉士）などが挙げられた。加えて、家庭裁判所に関する意見が多数寄せられた。例えば、監督およびサポート体制の充実（複数）や申立時の説明、調整、情報提供（複数）のほか、「裁判官・家裁調査官のスキルアップ」（弁護士）や、「申立時のきちんとしたアセスメント」（社会福祉士）、「家裁に必要な機関を設置する」（社会福祉士）、「申立時に家族の同意書を取る」（社会福祉士）などが挙げられている。また、制度の一般的な周知について、「わかりやすい制度や用語の解説書」（社会福祉士）や「親族（後見人でない）に対する後見制度のセミナー等」（司法書士）も挙げられている。

次に、サービスについて見てみると、「後見人をしている知り合いや友人」（司法書士）、「親族の不安を受け止めてアドバイスするサービス」（弁護士）、「親族の申し入れにより、相当な理由があれば申立前に後見相当か否かを診断してもらえる制度」（弁護士）、「本人の資力にかかわらず、申立前の相談体制」（社会福祉士）、「サービス評価システムの徹底」（社会福祉士）、「身上面でのガイドラインの設定」（社会福祉士）、「高度の専門性を備えたIMCA〔筆者注：Independent Mental Capacity Advocate：第三者代弁人〕的機能」（社会福祉士）、「第三者機関」（社会福祉士）、「空家の管理システム」（社会福祉士）、「賠償保険の拡充」（社会福祉士）、「後見人をサポートするサブスタッフの確保」（社会福祉士）、「受任（選任）時にあらかじめ予想できるリスク」（社会福祉士）などが挙げられている。

最後に、ネットワークについては、「事例を検討する場やネットワーク」（複数）、「同職種、他職種のネットワーク」（複数）、「対人援助職同士相談できるMLや勉強会」（弁護士）、「法律家とのネットワーク」（社会福祉士）が挙げられた。

## 5. 考察

以上の結果から、若干の考察を試みたい。

第1に、本人・家族等、あるいは家族等間で対立が生じやすい事柄として、使い込みの回収・調査、それがより悪質になった横領が最も多く、次いで遺産分割、病院・事業所選びであったことに注目してみたい。当初の想定では、はじめにでも指摘したように、遺産をめぐる争いや介護・扶養の負担が対立の要因ではないかと思われたが、使い込みや横領が最も多いという結果となった。家族等が本人と同居か、別居かについては問うていないため、どのような形で使い込み・横領が行われているかは明確にはならなかったが、横領は論外とはいえ、使い込みに関しては、本人所有の財産使用の線引きの難しさも存在しよう。例えば、意思能力が低下していない高齢者が孫にお年玉をあげたり、自分が家族とともにレストランへ行き、家族の分の食事代を支払ったりすることは、特段異常なことではない。お年玉の額やレストランで支払う金額、レストランへ行く頻度など、常識をはるかに超える場合であっても、誰も咎めないだろう。しかし、意思能力が低下しつつある高齢者が同様のことをすれば、どうだろうか。もちろん、本アンケート調査で明らかになった使い込みは、善意的に捉えられないことが前提となっているだろうが、例示の生活をしていく上で些細な線引きをどこに置くかは、問題となろう。このことは、(6) で取り上げた最も困難だと感じたことのうち、「金銭の取扱」が上位に挙げられていたこととも無関係とは言えないのではないだろうか。

第2に、対立の原因（特性、財産の有無、親密さ・疎遠さ、制度・法律の熟知・無知）に注目してみたい。この4つの対立の原因は、おおよそ、本人、家族等を一種の集団と捉えると、その集団の内に向かうものと、外に向かうものに分けられる。すなわち、特性や親密さ・疎遠さは、終局的には、それぞれ本人・家族等の人間性・関係性の問題に帰結する内向きのものである。したがって、アンケート中に指摘があったように、「本人の生き方によって左右されるので、一律に表面上の問題点を挙げるのは困難」であり、解決策を講じることは難しいだろう。

しかしながら、財産の有無、制度・法律の熟知・無知は、内に向かうというよりは、外に発散し、関係を外に求め、他人の目によって見えやすいものでもある。したがって、例えば、家族等間における財産の取扱について、高齢者本人自身の意思能力があるうちに自己決定しておくことや、そうした自己決定がない場合の取扱について、法制化・法定化するという方策も考えられよう。また、制度・法律の熟知・無知に関して、(7) で指摘されたように、成年後見制度のさらなる周知徹底、セミナー等の開催、家裁による丁寧な説明によって、解決できる部分もあろう。このように考えることによって、対立の原因を若干減らすことができるとも言えるのではないだろうか。

第3に、対立が解消・緩和した要因に着目してみたい。要因のうち事情変更は、専門職のかわりというよりも、本人・家族等側の都合であり、いかんともしがたい。専門職の果たした役割という点で見ると、本人・家族等に対する強さ（強制力）は、説明<交渉<裁判所の介入<法的対応という順になろう。内訳は、ソフトな対応である説明・交渉が合わせて27例であり、説明・交渉によって対立解消（緩和）に至っている例は約半数である。しかし、(6) で示したように、専門職が最も困難と感じたことも、説明・理解の困難さである。この点で、説明・交渉ということ自体が、専門職のかわりの意義でもあり、限界でもあると捉えることができよう。

一方、ハードな対応である裁判所の介入・法的対応が15例となっており、専門職が監督機関である家裁等の助言を受けたり、行政や地域包括支援センターなど、介護等に関わる第三者的な機関



の対応を求めたり、あるいは、専門職自身が法的対応をするという役割を担っていることもわかる。また、この対応については、専門職間でも差異が生まれている点である。同職種、他職種、行政等に対して、最も多く相談・支援・協力を仰いでいる社会福祉士は、自身が第三者的機関につながりという役割を認識しており、積極的に第三者に対して働きかけをしているものと思われる。専門職自身が法的対応をしたかどうかは、本アンケート調査では不明であるが、おそらく、弁護士（時として司法書士や行政書士）がこの点を担っていることが推測されよう。この点、専門職による対立の解消・緩和に対するアプローチの違いが顕著に見られるところである。

最後に、専門職にとって最も困難なこととそれを解消するための方策について考えてみたい。専門職が最も困難だと感じることは、先に掲げた説明・理解の困難さのみならず、対立そのものや本人の意思の尊重、家族の信頼や協力を得ること、立ち位置といったものである。これらの内容は、自らの役割を認識し、高齢者本人の望みや願いを叶えるべく、家族等にその内容を聞き取りつつも、その中に込められた家族等の思いや考えも汲みとりながら、高齢者本人の思いを遂げることを第一に、業務を遂行している証しでもあろう。しかし、専門職といえども、それを貫徹していくことは非常に難しい。それでは、どうしたらよいのだろうか。その答えが(7)に列挙された事項であり、複合的・多面的な視点が必要であることがわかる。専門職自身のスキルアップの機会や情報共有、ネットワークも重要であろうし、法律・制度の変更も必要であろう。また、家裁の権限強化や役割分担も期待されているところである。

以上のように、制度開始から16年経ってもなお、成年後見制度には制度的な課題が山積みであることもまた明らかとなったと言えよう。

## 6. おわりに

本アンケート調査は、本人・家族・親族の対立を専門職の視点から見、その解消・緩和とそれに対する専門職のかかわりの意義を見出そうとしたものである。後見人となった専門職は本人の代理人であるが、家族等にとってみれば第三者であるものの、本人の人生に深くかかわる家族等の思いや考えを汲みながら、業務を遂行しようとする姿を明らかにすることができた。一方、家族等の立場に立ってみれば、自分にとって第三者の眼が必ずしも正確とは限らない。この点は、今後の研究課題であり、家族等の成年後見制度に対する考えを伺える機会があればと考えている。さらに、本アンケート調査で、専門職にとっても重要な助言機関として挙げられたのは、家庭裁判所であった。成年後見制度を監督する立場としても重要であり、家庭裁判所の役割についての考察も課題として残った。この点も、今後の研究で深めていければと考えている。

## 参考文献

三輪まどか 2014「よそ者にされる家族——任意後見における『本人の意思の尊重』の再考試論」古橋エツ子＝床谷文雄＝新田秀樹編著『家族法と社会保障法の交錯 本澤巳代子先生還暦記念』信山社、139-159頁。

## 謝辞

本研究はJSPS 科研費 26870689 の助成を受けたものです。ここに記して感謝いたします。

また、本アンケート調査を実施するにあたり、調査票の作成・配布に携わってくださった後見制度研究会の5名の皆さまに感謝いたします。ありがとうございました。

## 参考資料

## アンケート調査票

**後見等業務における  
本人・家族・親族間の対立と  
専門家のかかわりに関するアンケート**

このたびは、アンケートへのご協力ありがとうございます。本アンケートは、専門職の皆様が、日頃の後見(保佐、補助も含む)に関する業務において、本人・家族・親族間の対立に遭遇された際、皆様の対処や心境についてお伺いするものです。皆様におかれましては、守秘義務があることは存じ上げております。つきましては、**本アンケートに回答される際には守秘義務に反しないよう、個人情報に触れることなく、できるだけ一般化してお答えください。**本アンケートは研究室内の安全な場所に保管の上、3年後に溶解処理いたします。アンケート結果は、順次論文・リーフレット等でご紹介しますが、その際は匿名性を保持するなど細心の注意を払って参ります。本アンケートは個々の活動について評価をするものではありません。あらかじめご了承いただければ幸いに存じます。尚、本アンケートに関するお問い合わせは、下記までよろしくお願ひいたします。

**お問い合わせ先**

南山大学総合政策学部 准教授 三輪 まどか

電話 0561-89-2000 (内線3581) Email miwam@nanzan-u.ac.jp

1. あなたの年齢に該当するものにチェック (レ点) を入れてください。  
20代 30代 40代 50代 60代 70代
2. あなたの性別に該当するものにチェック (レ点) を入れてください。  
男性 女性
3. あなたがお持ちの資格に該当するものにチェック (レ点) を入れてください  
(当てはまるものをいくつでも)。  
社会福祉士 精神保健福祉士 弁護士 司法書士 行政書士  
税理士 その他
4. あなたの後見人としての経験年数ないし申立代理人業務を始めてからの年数をご記入ください。  
( ) 年
5. これまでの後見人としての活動 (申立を含む) の中で、本人が生存中に、  
本人と家族・親族、あるいは家族・親族間での対立に遭遇した経験がありますか。  
該当するにチェック (レ点) を入れてください。  
(ここでの対立とは、後見の申立や介護方針をめぐる意見の相違や財産をめぐる争いなどを指します。)  
はい いいえ



7. 以下では、ケースにおける対立シーン（場面）別にお答えください。

ケース( ):シーン( ) → ( )内は、設問6で示したケース数字とシーン数字をご記入  
※シーンの数が事例数となります。 ください。本アンケートでは5つの事例まで記入できますが、  
 6つ以上ある場合は、新しいアンケート用紙をお使いください。

ケース( ):シーン( )

その対立は、どなたとの対立でしたか。本人との間柄をご記入ください。

8. その対立の内容は、どのようなものでしたか。

1・IIのそれぞれについて、当てはまるものすべてに○を付けてください。

#### I 大分類

(a) 法定後見関連（申立・選任・事務・費用負担・同意権、代理権の範囲・その他）  
 その他の場合( )

(b) 任意後見関連（契約締結・受任者・監督人選任・事務・費用負担・その他）  
 その他の場合( )

#### II 小分類

(a) 身上監護関連（ケアプラン・病院/事業所選び・サービス内容・料金負担・医療行為・その他）  
 その他の場合( )

(b) 財産管理関連（遺産分割・使い込みの回収/調査・不動産売買・横領・その他）  
 その他の場合( )

9. その対立の原因は、あなたからみて、どこにあるとお考えですか。

該当する□にチェック（レ点）を入れてください。

- 本人・家族・親族の財産の多さや少なさ  
 本人・家族・親族の親密さや疎遠さ  
 本人・家族・親族の制度・法律の熟知や無知  
 本人・家族・親族の特性  
 その他( )

10. その対立に関して、あなたは誰かに相談・支援・協力を仰ぎましたか。

該当する□にチェック（レ点）を入れてください。

- 仰いだ  仰いでいない

▶「仰いだ」とお答えの方は、次ページ設問11へ⇒

▶「仰いでいない」とお答えの方は、次ページ設問12へ⇒

**11. 相談・支援・協力を仰いだ方に伺います。それは誰ですか。**

当てはまるものすべてに○を付けてください。

- (a) 同職種 (弁護士・司法書士・行政書士・税理士・社会福祉士・精神保健福祉士・その他)  
その他の場合( )
- (b) 他職種 (弁護士・司法書士・行政書士・税理士・社会福祉士・精神保健福祉士・その他)  
その他の場合( )
- (c) 行政等 (家庭裁判所・市町村・地域包括支援センター・社会福祉協議会・監督人  
・その他)  
その他の場合( )

**12. その対立は、解消 (終了) あるいは緩和しましたか。**

該当する□にチェック (レ点) を入れてください。

- はい  いいえ

▶「はい」とお答えの方は設問13へ⇒

▶「いいえ」とお答えの方は設問15へ⇒

**13. 対立が解消あるいは緩和したと答えた方に伺います。**

解消あるいは緩和した理由はどんなことだとお考えですか。ご自由にお書きください。

**14. 対立が解消あるいは緩和したと答えた方に伺います。**

対立の解消あるいは緩和に、ご自身が果たした役割があるとすれば何だとお考えですか。  
ご自由にお書きください。

**15. その対立があることによって、あなたが業務を遂行するにあたり、最も困難と感じたことは何ですか。ご自由にお書きください。****16. その対立によって招かれた困難を克服するために、あなたはこういった法律・制度・サービス・ネットワーク等があればいいとお考えですか。ご自由にお書きください。**

# The guardian's view on the confrontation between family

## ——Report of the results of an investigation——

Madoka MIWA

### 要 約

本稿は、大分県内で後見人等として活躍する専門職を対象としたアンケート調査の結果・考察である。本調査は、意思能力が低下した高齢者本人およびその家族・親族の対立の実態および、対立への専門職のかかわりを明らかにすることを目的とした。

その結果、最多の対立は財産の使い込み・横領であり、その原因は多様であった。しかし、原因によっては、制度の充実により解消可能であることも明らかとなった。専門職のかかわりの意義として、主に説明・交渉による対立の解消・緩和が挙げられたが、専門職自身も家族等に対する説明・理解の難しさを感じていた。加えて、本人の意思の尊重、家族の信頼や協力を得ることの難しさを感じており、本人のみならず、家族等に配慮しながら、業務を遂行している専門職の姿も明らかとなった。